

(証券コード:6137)

平成28年6月29日

株 主 各 位

東京都江戸川区西小岩三丁目35番16号

(本社事務所 東京都墨田区太平三丁目4番8号)

小池酸素工業株式会社

代表取締役社長 横 田 修

第93期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第93期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第93期期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金7円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (4) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(5) ~ (20) (条文省略)</p> <p>第29条 (社外取締役の責任免除) (新 設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>機械器具設置工事業 (機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取り付ける工事)</u></p> <p>(6) ~ (21) (号数繰り下げ)</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第37条（<u>社外監査役</u>の責任免除）</p> <p>（新 設）</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第37条（<u>監査役</u>の責任免除）</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

第3号議案 取締役14名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、小池哲夫、横田 修、石田孝道、横野健一、保坂清仁、小池康洋、小池英夫、冨岡恭三、大久保義孝、林 智志、平尾公治、坪井 亮、羽田知所および小坂敏夫の14氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

平成28年6月29日に開催された本総会終了後開催の取締役会および監査役会の決議により、取締役および監査役の新陣容は次のとおりとなりました。

代表取締役会長	小池哲夫
代表取締役社長	横田修
常務取締役	小池康洋
常務取締役	石田孝道
常務取締役	富岡恭三
取締役	横野健一
取締役	保坂清仁
取締役	小池英夫
取締役	林智志
取締役	平尾公治
取締役	坪井亮
取締役	大久保義孝
取締役	羽田知所
取締役	小坂敏夫
常勤監査役	清水一馬
監査役	藤原猛
監査役	佐藤育夫
監査役	中野行雄

(注) 取締役羽田知所氏および小坂敏夫氏は社外取締役であります。
監査役藤原猛氏、佐藤育夫氏および中野行雄氏は、社外監査役であります。

配当金のお支払いについて

前記第1号議案の決議により確定しました期末配当金は、同封の「第93期配当金領収証」により、払渡期間（平成28年6月30日から平成28年8月1日まで）内にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付資料としてご使用いただけます。確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。